

V 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

景観法第8条第2項第4号イ関係

屋外広告物は、都市の景観に大きな影響を与える要素の一つです。

本区域は、武庫川低地に広がる田園と後背地の台地丘陵からなる伸びやかな田園景観が見られる地域ですが、国道176号など商業施設や沿道サービス施設が立地しやすい地域もあり、数多くの屋外広告物が掲出されています。そのなかには、無秩序に設置された屋外広告物が、良好な沿道景観形成の阻害要因となっている例もあります。また、隣接する農地や背景の山並みの緑と調和しない色彩や掲出方法も散見されており、周辺の田園景観に馴染む屋外広告物が望まれています。

このため、屋外広告物の規制を建築物等に関する景観誘導と一体的に進めます。

屋外広告物の表示・掲出に関する事項

- ①掲出方法、掲出数、意匠、形状、高さ、面積、色彩等に配慮し、表示又は配置する建築物や周辺景観と調和したものでなければならない。
- ②表示方法については、周辺の田園環境及び集落地の住環境に悪影響を与えないものとする。

屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限事項

本区域内に表示し又は設置することができる広告物は、形状、色彩、意匠その他の表示方法が美観風致を害さないもので、次に掲げるものとする。

- ①自家用広告物等（兵庫県屋外広告物条例（以下「広告物条例」という。）第7条第2項第(1)号に定める広告物をいう。）又は管理用広告物等（広告物条例第7条第2項第(2)号に定める広告物等をいう。）で広告物条例の許可の基準に適合し、かつ表1又は表2の要件を満たすものとする。
- ②前項に掲げるもの以外の広告物等については、広告物条例の許可の基準に適合したものとする。

表1 新三田駅周辺地区

広告物等の種類	区分	屋外広告物の掲出基準
すべて	その他の表示方法	計画図で指定する A の部分に掲出する場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又は LED サインを使用せず、かつ、光源の点滅がないものとする。
屋上を利用するもの	表示・設置場所	屋上構造物の壁面を利用するものとする。
	その他の表示方法	高さ 10m 超の位置に設置する場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又は LED サインを使用せず、かつ、光源の点滅がないものとする。
壁面を利用するもの	表示面積	中高層階の壁面における広告物の表示面積の合計は、当該中高層階の壁面の面積の 10 分の 1 以下とすること。
	その他の表示方法	寸法や色彩等の規格の統一に努めるものとする。
		中高層階の壁面に設置する場合は、切（箱）文字とする。
自己の敷地に建植するもの	広告物上端の地上からの高さ	計画図で指定する A の部分に掲出する場合は、10m 以下とすること。
	広告物下端の地上からの高さ	計画図で指定する B の部分に掲出する場合は、2.5m 以上とすること。
	その他の表示方法	広告物の形状は、シンプルな形状とすること。
		光源の点滅がないものとする。

表2 国道176号沿道地区

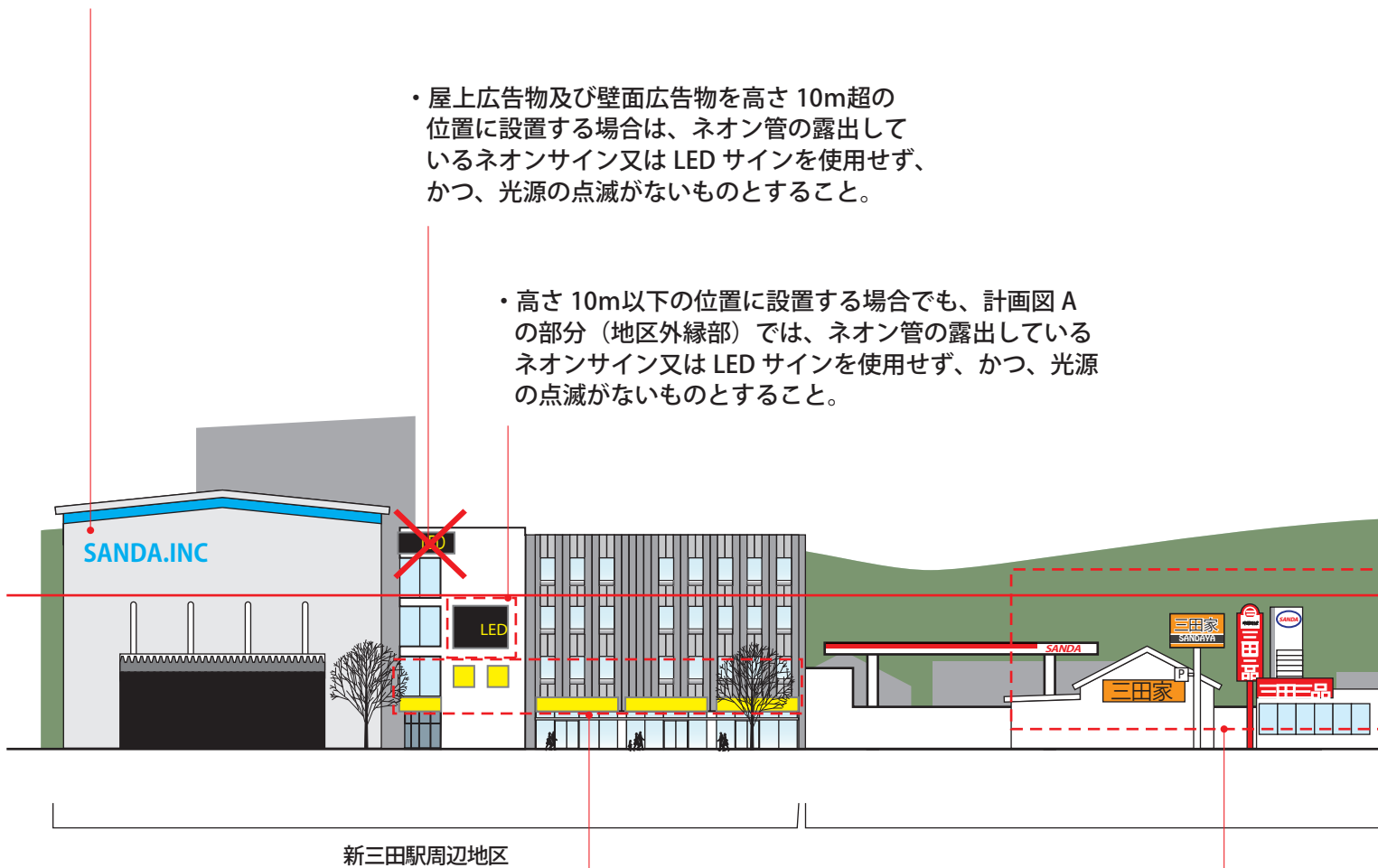
広告物等の種類	区分	屋外広告物の掲出基準
屋上を利用するもの	表示・設置場所	屋上構造物の壁面を利用するものとする。
		高さ10m超の位置に設置する場合は、切（箱）文字とする。
	その他の表示方法	光源の点滅がないものとする。
壁面を利用するもの	表示面積	国道176号の進行方向と直交する壁面における広告物の表示面積の合計は、当該壁面の面積の10分の1以下とすること。
		中高層階の壁面における広告物の表示面積の合計は、当該中高層階の壁面の面積の10分の1以下とすること。
	表示・設置場所	国道176号の進行方向と直交する壁面には、表示又は設置しないよう努めるものとする。
		寸法や色彩等の規格の統一に努めるものとする。
	その他の表示方法	中高層階の壁面に設置する場合は、切（箱）文字とする。
		光源の点滅がないものとする。
自己の敷地に建植するもの	その他の表示方法	表示面側面や支柱等構造部に高彩度の色彩を使用しないこと。
		広告物の形状は、シンプルな形状とすること。
		国道176号の進行方向から見て、広告物と建築物、隣接地の工作物（広告物を含む）が重なって見えないよう、広告物の相互間距離の確保や設置高の調整等に努めること。
		光源の点滅がないものとする。

屋外広告物掲出基準概略図

- 中高層階の表示面積は、当該中高層階の壁面の面積の 1/10 以下とする。
- 中高層階に設置する壁面広告物は、切（箱）文字とする。

- 屋上広告物及び壁面広告物を高さ 10m 超の位置に設置する場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又は LED サインを使用せず、かつ、光源の点滅がないものとする。

- 高さ 10m 以下の位置に設置する場合でも、計画図 A の部分（地区外縁部）では、ネオン管の露出しているネオンサイン又は LED サインを使用せず、かつ、光源の点滅がないものとする。



- 広告物の形状はシンプルな形状とすること。
- 寸法や色彩等の規格の統一に努めるものとする。

- 国道 176 号の進行方向から見よう広告物の相互間距離の確保
- 国道 176 号の進行方向と直交するものとする。
- 国道 176 号の進行方向と直交する 1/10 以下とすること。
- 自己敷地建植広告物の表示面を使用しないこと。

・屋上広告物は、屋上構造物の壁面を利用して掲出する。

・高さ 10m 超の位置に設置する屋上広告物は、切（箱）文字とする。

- ・中高層階に設置する壁面広告は、切（箱）文字とする。
- ・中高層階の表示面積は、当該中高層階の壁面の面積の 1/10 以下とする。



国道 176 号沿道地区

見 て、広告物と建築物等が重なって見えない
保や設置高の調整等に努めるものとする。
交 する壁面には、表示又は設置しないよう努
交 する壁面における表示面積は、当該壁面の
面 の側面や支柱など構造物に、高彩度の色彩

- ・広告物の形状はシンプルな形状とすること。
- ・寸法や色彩等の規格の統一に努めるものとする。